

○本市における通学区域に関する規則の改正履歴について

本市の小中学校の通学区域については、過去は地図上で線引きしたものしかなかったことから、昭和 63 年 4 月 1 日施行の通学区域に関する規則を制定した。

その後は町名や字の見直しが行われる度に規則改正を実施しているところ。

平成 2 年に第七小学校の創立に合わせて、大規模な改正が行われた。東小学校区については、金剛駅南側の踏切の道や西除川が境界線となり、北は東小学校、南は第七小学校となった。中学校については、元々の校区から変更はなく、府道森屋狭山線が境界となり、北が狭山中学校、南が第三中学校、線路の東側については、金剛一丁目地区は、東小学校、第三中学校となっていた。

平成 11 年には地区からの要望があり、東村地区は全域第七小学校となるとともに、東小学校区は狭山中学校区に、第七小学校は第三中学校区になった。

平成 14 年には、ニュータウン地区からの要望により、南一小学校区も全て南中学校になり、現在は、同じ小学校の児童は全て同じ中学校に進むことになっている。

【参考】

通学区域に関する規則の改正履歴一覧

昭和 63 年 4 月 1 日	地図上で線引きしたものしかなかったことから制定
昭和 63 年 7 月 4 日	池之原地区の町名変更による改正
昭和 63 年 8 月 1 日	半田・茱萸木地区の町名変更による改正
昭和 63 年 10 月 1 日	字の区域及び町の名称の見直しによる改正
平成 2 年 4 月 1 日	第七小学校設置に伴う校区変更による改正
"	茱萸木八丁目地区からの要望により同地区を南二小に戻す
平成 2 年 3 月 30 日	大字半田・大字茱萸木の町名変更による改正
平成 3 年 10 月 12 日	池尻地区の住居表示が実施されることによる改正
平成 5 年 4 月 1 日	茱萸木四丁目地区の経過措置終了による七小への校区変更
平成 11 年 4 月 1 日	地域からの要望により、金剛・東村地区の校区変更
平成 14 年 4 月 1 日	地域からの要望により、南一小校区全域が南中学校区へ変更
平成 16 年 9 月 30 日	今熊 2 丁目地域の開発による住宅の校区を規定